

2022年度政府予算と地方財政計画

其 田 茂 樹

はじめに

岸田内閣が二〇二一年一〇月四日に成立し、大方の想定よりやや早いタイミングでの衆議院解散を経て、同月三十一日には第四九回衆議院議員選挙の投開票を迎えた。結果について詳述する紙幅はないが、選挙後の内閣改造は幹事長に起用されることになった茂木敏充外相に代わり林芳正外相が起用されるにとどまった。

政府では、二〇二二年度の財政運営に向けて、二〇二一年度補正予算、二〇二二年度税制改正、二〇二二年度政府予算編成やそれに伴う地方財政対策が決定し、地方財政対策は、金額がより精緻化されて地方財政計画として公表される。

本稿は、これらを概括し、地方自治体の予算編成への影響等に若干の考察を加えたい。結論を先取りしておく、予想にやや反する形で堅調な税収を受けて地方の一般財源などについてはそれなりに確保されていると思われる一方、「デジタル」、「グリーン」といった新たな施策に対する地方への財源保障については新味に欠ける印象である。なお、概括に関する部分を中心として、すでに

講演・執筆等したものと重複する部分があることをお断りしておきたい。

1 2021年度補正予算

(1) コロナ・経済対策重視の補正予算

二〇二〇年度は三度にわたり編成された補正予算であったが、二〇二一年度においてはこの補正予算のみの編成であった。例年であれば、次年度の政府予算とともに当該年度の補正予算が閣議決定され国会の審議に付されるが、二〇二一年度補正予算については二〇二一年一月二六日に閣議決定され、一月六日に国会に提出、同二〇日に成立している。

報道等によると、北海道においては、二〇二一年五月に約二一九億円、六月に約七五一億円、七月に約五四六億円、九月に約八三億円、約七七二億円、一二月に一六八一億円の補正予算が可決されるなどしており、同じ月に二度の補正予算が可決している月もあった。その多くが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた時短営業への協力金など新型コロナウイルス感染症への対応であった。

財政法第二九条の規定によれば、政府の補正予算は、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補う」ほか、予算作成後に生じた事由に基づいて「特に緊要」となった経費の支出等のために予算の追加を行ったり予算に「追加以外」の変更を加えたりする場合に作成されるものである。

一方で、従来から「一五か月予算」との発想から、次年度の施策を前倒しして実施するために当該年度の補正予算において財源を確保するという手法が恒常的に用いられている。すなわち、景気対策など次年度から本格的に実施しようとする施策を経済状況等に照らして切れ目なく実施することが「緊要」な状況であるということを経政上の根拠を求めたものと思われる。このような補正予算の計上は、許容されうる可能性も残るが、本来、例外的なものであるべきことは容易に想像できるであろう。しかし、恒常的に計上されている「自衛隊の安定的な運用体制の確保」などについては、少なくとも、財政法が許容する補正予算のあり方とは乖離していると思われる。

なお、地方自治法において補正予算は、「普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必

要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」(第二二八条)と規定されており、財政法のような「緊要」という表現は用いられていない。日本の国と地方の財政関係からして、今みたように、国の政策変更等により地方自治体の予算執行も変更を余儀なくされることが避けられない。法律における規定ぶりの違いは、このような事情を反映したものであって、必要度の低い不要不急の変更が望ましくないのは言うまでもない。

(2) 2021年補正予算の内訳

前述のように、二〇二一年度の補正予算は、二〇二一年一月二六日に閣議決定され国会には同年一月二六日提出されている。補正予算編成に先立つ一月一九日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(以下、単に「経済対策」という)を財政的に裏付ける役割を担うものである(図表1)。

したがって、補正予算の概要にあるⅠ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止、Ⅱ・「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、Ⅲ・未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動、Ⅳ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保という項目は、経済対策と共通のものである。

補正予算における項目ごとの規模はⅠ・一八兆六〇五九億円、Ⅱ・一兆七六八七億円、Ⅲ・八兆二五三二億円、Ⅳ・二兆九三九四億円となっている。こうしてみると、感染拡大防止に注力していることになるが、もう少し具体的にみてみよう。

図表1 2021年度補正予算の概要

令和3年度補正予算(第1号)の概要	
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	186,059億円
1. 医療提供体制の確保等	44,783億円
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(病床確保等) [20,314億円]	
○ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施 [12,954億円]	
○ 治療薬の確保 [6,019億円]	等
2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援	141,276億円
(1) 事業者への支援	
○ 事業復活支援金 [28,032億円]	
○ 資金繰り支援 [1,403億円] (既定経費の活用を含めると30,245億円)	
○ 時短要請等に応じた飲食店等への協力金等(地方創生臨時交付金) [64,769億円]	等
(2) 生活・暮らしへの支援	
○ 住民税非課税世帯に対する給付金 [14,323億円]	
○ 緊急小口資金等の特別貸付 [4,581億円]	
○ 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金 [937億円]	
○ 学生支援緊急給付金 [675億円]	
○ 住居確保給付金 [100億円]	
○ 雇用調整助成金の特別措置等 [6,547億円]	
○ 雇用保険財政の安定 [17,422億円]	等
(3) エネルギー価格高騰への対策	
○ 輸送用燃料に係る負担軽減制度等 [800億円] (既定経費の活用を含めると893億円)	等
II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	17,687億円
1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	8,336億円
○ 「新たなGo Toトラベル事業」 [2,685億円] (既定経費の活用(含む地域観光事業支援)を含めると13,239億円)	
○ 予約不要の無料検査の拡大(地方創生臨時交付金) [3,200億円]	等
2. 感染症有事対応の抜本的強化	9,351億円
○ ワクチン・治療薬の研究開発・生産体制の整備 [7,355億円]	等
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	82,532億円
1. 成長戦略	62,579億円
(1) 科学技術立国の実現	
○ 大学ファンド [6,111億円]	
○ ムーンショット型研究開発 [800億円]	
○ ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(最先端半導体等の技術開発) [1,100億円]	
○ 宇宙分野の研究開発の推進等 [933億円]	
○ 蓄電池の国内生産基盤の確保 [1,000億円]	等
(2) 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	
○ 地方のデジタルインフラ整備 [571億円]	
○ マイナポイント第2弾(仮称) [18,134億円]	
○ デジタル田園都市国家構想関連地方創生交付金(仮称) [660億円]	
○ 中小企業等事業再構築促進事業 [6,123億円]	
○ 中小企業生産性革命推進事業 [2,001億円]	
○ 農林水産業の輸出強化・成長力強化 [3,200億円]	等
(3) 経済安全保障	
○ 先端半導体の国内生産拠点の確保 [6,170億円]	
○ 経済安全保障重要技術育成プログラム(ビジョン実現型) [2,500億円]	等
2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～	19,952億円
○ 子育て世帯に対する給付 [12,162億円] (11/26コロナ予備費使用分を含めると19,473億円)	
○ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進 [640億円*] (特別会計分を含めると0.1兆円程度)	
○ 看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入の引上げ [2,600億円]	
○ 保育・放課後児童クラブの受け皿整備 [618億円]	等
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	29,349億円
○ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(公共事業関係費) [12,539億円*]	
○ 災害復旧 [4,870億円]	
○ 自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応等 [7,354億円]	等
■ 補正予算の追加歳出計	315,627億円

* 他の柱に整理されている事業も含んだ金額

(参考1) 令和3年度補正予算(第1号)においては、上記「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の実行に係る国費に加え、地方特例交付金、国庫分給金等の追加財政需要 [2,135億円] 等を計上。

(参考2) 上記のほか、労働保険特別会計における3,841億円の歳出追加等を計上。

(出所) 財務省ウェブサイトより。

Ⅰについては、①医療供給体制の確保(四兆四七三億円)と②感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援(一四兆一二七六億円)に大別される。前者は、病床確保のための支援金やワクチン接種体制の整備、病床確保等に充てられ、後者は、(A)事業者への支援として事業復活支援金(二兆八〇三二億円)、地方創生臨時交付金を通じた飲食店等への協力金(六兆四七六九億円)等、(B)生活・暮らしへの支援として住民税非課税世帯に対する給付金(一兆四三

二三億円)、雇用調整助成金の特例措置等(一六五四七億円)等、(C)エネルギー価格高騰への対策として輸送用燃料に係る負担軽減制度等(八〇〇億円)にそれぞれ充てられる。Ⅱについては、①安全・安心を確保した社会経済活動の再開(八三三六億円)と②感染症有事対応の抜本的強化(九三五一億円)に大別される。前者は、「新たなGo Toトラベル事業」(二六八五億円)、地方創生臨時交付金を活用した予約不要の無料検査の拡大(三三〇〇億円)等に、ワク

チン・治療薬の研究開発・生産体制の整備（七三五五億円）等にそれぞれ充てられる。

Ⅲについては、①成長戦略（六兆二五七九億円）、②分配戦略／安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化（二兆九九五二億円）に大別される。前者は、

④科学技術立国の実現として大学ファンド（六一一億円）、蓄電池の国内生産基盤の確保（一〇〇億円）等、⑤地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」として地方のデジタルインフラ整備（五七二億円）、マイナポイント第2弾（仮称）（二兆八三四億円）、デジタル田園都市国家構想関連地方創生交付金（仮称）（二六〇億円）等、⑥経済安全保障として先端半導体の国内生産拠点の確保（六一七〇億円）等にそれぞれ充てられる。

Ⅳは、五か年加速化対策（二兆二五三九億円）、災害復旧（四八七〇億円）、自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応等（七三五四億円）等に充てられる。

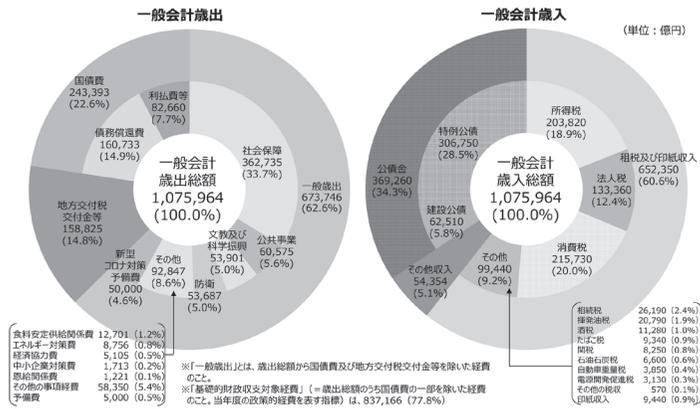
また、好調な税収見込みを背景として、地方交付税の追加も実施された（三兆五一七億円）。これらを含めて、総計三五兆九九八五億円の規模となった。

2 2022年度政府予算

(1) 2022年度政府予算案の概要

政府の二〇二二年度予算は、二〇二一年一二月二四日に閣議決定され、二〇二二年一月一七日に

図表2 令和4年度一般会計予算 歳出・歳入の校正



(出所) 財務省ウェブサイトより。

国会に提出、現在審議中である。概要資料によると「令和三年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、『成長と分配の好循環』による『新しい資本主義』の実現を図るための予算』であるとされている。歳出・歳入の構成は図表2のとおりである。

主要経費について二〇二二年度当初予算と比較すると、①社会保障関係費は〇・七％増、②文教及び科学振興費は〇・〇％減（うち科学技術振興費は一・一％増）、恩給関係費は一五・七％減、

図表3 主要経費別内訳

	3年度予算 (当初)	4年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	689,023	673,746	+4,723	+0.7%	
社会保障関係費	358,343	362,735	+4,393	+1.2%	
文教及び科学振興費	53,925	53,901	▲24	▲0.0%	人事労働省の反映による義務教育費国庫負担金の減: ▲239億円 等
うち科学技術振興費	13,638	13,788	+150	+1.1%	
恩給関係費	1,450	1,221	▲228	▲15.7%	
防衛関係費	53,145	53,687	+542	+1.0%	中期防対象経費: +1.1%(その他の事項経費を含む。)
公共事業関係費	60,549	60,575	+26	+0.0%	
経済協力費	5,108	5,105	▲3	▲0.1%	国際的に支払約束をした拠出金の払込滞りに伴う減: ▲6億円 等
(参考)ODA	5,599	5,612	+12	+0.2%	
中小企業対策費	1,226	1,713	▲13	▲0.8%	貸出動向等を踏まえた信用保証制度補償予算の減: ▲21億円 等
エネルギー対策費	8,891	8,756	▲135	▲1.5%	感染症の影響等によるエネルギー対策特別交付金の事業進捗状況等を踏まえた繰入の減: ▲159億円 等
食料安定供給関係費	12,723	12,701	▲21	▲0.2%	農業共済の掛金率改定に伴う国庫負担の減: ▲13億円 等
その他の事項経費	58,164	58,350	+186	+0.3%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	50,000	50,000	-	-	
地方交付税交付金等	159,489	158,825	▲664	▲0.4%	一般財源総額について前年度と実質的に同水準を確保
国債費	237,885	243,393	+5,508	+2.4%	公債残高の増加に伴う債務償還費の増 等
合計	1,066,067	1,075,964	+9,897	+0.9%	

(出所) 財務省ウェブサイトより。

防衛関係費は一・〇％増、公共事業関係費は〇・〇％増、経済協力費は〇・一％減（うちODAは〇・二％増）、中小企業対策費は〇・八％減、エネルギー対策費は一・五％減、食料安定供給関係費は〇・二％減、その他事項経費〇・三％増、地方交付税交付金等は〇・四％減、国債費は二・四％増となっている（図表3）。また、前年度と同様に予備費として五〇〇億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費として五兆円がそれぞれ計上されている。

図表5 予算の質の向上

<p>予算の単年度主義の弊害是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業について、国庫債務負担行為を新規に約2.1兆円設定することにより、施工時期の平準化を図るとともに、複数年にわたる重要インフラの計画的な整備を円滑化。 データセンターの地方立地促進のための基盤整備事業について、複数年度にわたる事業を安定的に実施するために、国庫債務負担行為を活用し、あらかじめ必要な事業規模を確保。(令和4～7年度の4年総額455億円) ○ 科学技術や経済安全保障の分野について、事業の性質を踏まえつつ、基金を活用するなど、複数年度にわたる支援を実施。(経済安全保障重要技術育成のための基金新設(約2,500億円)、先端半導体の生産基盤整備のための基金新設(約6,200億円)、フロンティア開発・生産体制強化のための基金活用(約7,400億円) ※令和3年度補正予算)
<p>デジタル化の推進による効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省のLAN・ネットワーク環境について、新たな府省間ネットワーク(GSS:ガバメントソリューションサービス)へ順次移行し、高速・大容量・安価なネットワーク環境を実現。 ○ 登記情報のデータベース拠点を現状の4拠点から1拠点に集約。機器の借料・保守費、運用支援経費・アプリケーション保守経費などを効率化。(令和7年度から5年間で▲24億円の削減効果)
<p>政策目的に応じたインセンティブ機能の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域からの移転を前提とした復興まちづくり計画に基づき、被災インフラの原形復旧より費用を抑えて防災事業を行う場合に、住宅等の移転支援の要件を緩和。財政負担の軽減を図りつつ、自治体による迅速かつ柔軟な復興を支援。 ○ 文化関係4独法(※)の運営費交付金について、競争的資金枠(総計3億円、交付金合計の1%程度)を設け、自己収入の増加率(実績値)に応じて再配分することにより、民間資金等の多様な収入源の確保を促進。 <p>(※)国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会</p>
<p>防衛力整備の効率化・合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や、長期契約の活用、原価の精査等による調達最適化などを図ることにより、▲4,390億円の効率化・合理化効果を実現。

(出所) 財務省ウェブサイトより。

(3) 予算の単年度主義の弊害は正にに向けた動き
一方、政府資料によれば、予算の質の向上として、単年度主義の弊害は正、デジタル化の推進による効率化、政策目的に応じたインセンティブ機能の導入、防衛力整備の効率化・合理化を挙げている(図表5)。

このうち、単年度主義の弊害は正においては、公共事業における約二・一兆円の債務負担行為の新規設定による施工時期の平準化、科学技術や経

済安全保障の分野において基金を活用した複数年度にわたる事業の支援など、デジタル化の推進による効率化については、新たな府省間ネットワーク(GSS:ガバメントソリューションサービス)への順次移行、登記情報のデータベース拠点の集約によるコスト削減などを、政策目的に応じたインセンティブ機能の導入については、文化関係四独法の運営交付金について競争的資金枠の設定など、防衛力整備の効率化・合理化としては、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用、原価の精査等による調達の最適化などによってそれぞれ実現されるものであるという。

二〇二二年入りいわゆる「第6波」と呼ばれる状況に立ち入った新型コロナウイルス感染症の状況は、この補正予算や新年度予算において想定されたものではないと思われ、今後の状況が注目される。新規感染者数や重症者数、病床使用率などの状況が悪化すれば、社会経済活動も多大な影響を受け、二〇二一年度内や新年度早々にも予算の追加等が必要となる可能性も否定できない。

3 2022年度地方財政計画

まず、地方財政計画の位置付けや、地方財政対策との関係などについて簡単に触れておこう。地方財政計画は、地方交付税法第7条に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」を指す。総務省ウェブサイトによれば、地方財政計画の役割は、①地方団体が標準的な行

政水準を確保できるよう、地方財源を保障、②国家財政・国民経済等との整合性の確保、③地方団体の毎年度の財政運営の指針、であるという。

したがって、地方財政計画の規模や内容は多くの地方自治体により注目されることになる。地方財政対策は、財務大臣と総務大臣の折衝により財源不足にどのように対応するかが決定される段階におけるの呼称である。年度によって例外はあるが、地方財政対策が明らかになった段階で地方財政計画の姿は概ね把握することができる。

地方財政計画の検討に際して、まずは、自治体全体の標準的な歳出の水準と地方税をはじめとする歳入の水準が見積もられる。この結果として標準的な自治体の運営に必要な地方財政計画上の地方交付税の水準も決定する。

一方で、地方交付税法における地方交付税の原資は、所得税・法人税の三三・一%、酒税の五〇%、消費税の一九・五%、地方法人税の全額であり、これが政府の予算における地方交付税交付金の額に相当する。この政府予算に計上される地方交付税の水準によって地方財政計画において必要な地方交付税の水準を賄えれば財源不足は生じず、当該年度のみを考えれば折衝も不要となるが、恒常的に財源不足が生じているのが現状である。

すでに述べてきたように、二〇二二年度は税収の回復が見込まれており、地方財政計画にも例年と比較するとややゆとりが見られる。一方で、新政策の政策を反映させるべく盛り込まれた新規性の高い費目などは余り見受けられず、単年度の規

図表6 地方財政計画歳入・歳出一覧（通常収支分）

		（単位：億円、％）			
区分		2022年度 （令和4年度） A	2021年度 （令和3年度） B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方交付金	412,305	382,704	29,601	7.7
	地方特例交付金	25,978	18,462	7,516	40.7
	地方債	2,267	3,577	△1,310	△36.6
	国庫支出金	180,538	174,385	6,153	3.5
	国庫補助金等交付金	148,826	147,631	1,195	0.8
	国庫等交付金	76,077	112,407	△36,331	△32.3
	臨時財政対策債	17,805	54,796	△36,992	△67.5
	地方債	15,729	15,487	242	1.6
	地方債	44,456	43,754	702	1.6
	地方債	△2	△2	0	100.0
	地方債	△254	△345	91	△26.4
	計	905,918	898,060	7,858	0.9
歳出	一般財源	638,635	633,577	5,058	0.8
	（新子特例分除き）	638,635	631,432	7,203	1.1
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	620,135	622,077	△1,942	△0.3
	（新子特例分除き）	620,135	619,932	203	0.0
	給付金	199,644	201,540	△1,896	△0.9
	一般行政経費	414,433	408,824	5,609	1.4
	補助金	234,578	229,416	5,162	2.3
	補助金	148,667	148,296	371	0.3
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	まち・ひと・しごと創生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	まち・ひと・しごと創生事業費	2,000	2,000	0	0.0
	まち・ひと・しごと創生事業費	114,259	117,799	△3,540	△3.0
維持補修費	14,948	14,694	254	1.7	
維持補修費	1,100	1,100	0	0.0	
維持補修費	119,785	119,273	512	0.4	
維持補修費	56,648	57,136	△488	△0.9	
維持補修費	63,137	62,137	1,000	1.6	
維持補修費	5,000	5,000	0	0.0	
維持補修費	5,800	4,800	1,000	20.8	
維持補修費	4,000	4,000	0	0.0	
維持補修費	24,349	24,430	△81	△0.3	
維持補修費	18,500	11,500	7,000	60.9	
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
（水準超経費を除く交付団体ベース）	887,418	886,560	858	0.1	
地方一般歳出	758,761	754,043	4,718	0.6	

（出所）財務省ウェブサイトより作成。

模は維持しつつ、特別会計等の償還を進めるとい
う内容と見受けられる。なお、本稿では、通常収
支分を対象として論じる。

(1) 地方財政計画の規模と一般財源総額等

まず、地方財政計画の規模であるが、九〇兆五
九一八億円で、前年度と比較すると七八五八億
円、〇・九％の増加となった（図表6）。地方財
政対策の公表段階においてはこれらの一部の数値
に「程度」や「約」といって表記がなされている。
一般財源総額（自治体が用途を指定されること
なく使えるとされる財源）は、不交付団体の財源

超過額である水準超経費を除いた交付団体ベース
で六二兆一三五億円（前年度比十二・〇三億円、十
〇・〇％）であった。また、地方交付税の総額は、
一八兆五三八億円（前年度比十六一五三億円、十
三・五％）であった。

このように、規模も拡大し、一般財源総額は微
増ながら地方交付税の額も伸びているということ
で、地方自治体の財源がそれなりに確保されてい
ると思われる。なお、一般財源総額については、
いわゆる「骨太の方針2021」で、二〇二二年
度から二〇二四年度までの三年間について「地方
の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基
調を合わせつつ、交付団体を始め

(2) 歳出内訳

の償還のために発行されるものである。
歳出の内訳についても確認しておこう。まず、
給与関係経費については、全体で約一九兆九六六
四億円、退職手当以外では約一八兆五二八三億円
となり、それぞれ前年度に比して〇・九％、〇・
八％の減である。この要因としては、二〇二一年
人勸において実施された期末手当の減額を反映し
たものであると思われる。

一方で、二〇二一年度に引き続き、保健所の人
員体制の強化が実施される方針である。具体的
には、二年間で保健所において感染症対応業務に従
事する保健師をコロナ禍前の一・五倍となるよう
に増員する（九〇〇人）もので、二〇二一年度の
一八〇〇人が二〇二二年には二七〇〇人となる
計画である。

調を合わせつつ、交付団体を始め
地方の安定的な財政運営に必要と
なる一般財源の総額について、二
〇二一年度地方財政計画の水準を
下回らないよう実質的に同水準を
確保する。」と記述され、それに
沿った地方財政計画となってい
るものと思われる。

資源不足額は二兆五五九億円
（前年度比▲七兆五六四億円、
▲七四・七％）と大幅に改善した。
臨時財政対策債の発行も一兆七八
〇五億円（前年度比▲三兆六九九
二億円、▲六七・五％）となつた
が、二〇二二年において折半対
象財源不足は生じないため、これ
はすでに発行した臨時財政対策債

一般行政経費は、四一兆四四三三億円（十一・
四％）計上され、うち補助分は二三兆四五七八億
円（十二・三％）、単独分は一四兆八六六七億円（十
〇・三％）となっている。また、前年度と同様に
単独分には、まち・ひと・しごと創生事業費（地
方団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、
自主的・主体的に地方創生に取り組むことができ
るよう、二〇一五年度に創設）が一兆円、地域社
会再生事業費（地方団体が、地域社会の維持・再
生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組
むため、二〇二〇年度に創設）が四二〇〇億円、
地域デジタル社会推進費（地域社会のデジタル化

を推進するため、二〇二一年度に創設）が二〇〇億円計上されている。

維持補修費は、一兆四九四八億円（一・七％）計上されている。前年度と同様、緊急浚渫推進事業費（地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、二〇二〇年度に創設）が一〇〇億円計上されている。

投資的経費は、一兆九七八五億円（一〇・四％）であり、うち、直轄・補助事業分は、五兆五六四八億円（▲〇・九％）、単独分は六兆三三三七億円（一・六％）がそれぞれ計上されている。この単独分には、緊急防災・減災事業費（創設は二〇一三年度、その後延長）として五〇〇億円、緊急自然災害防止対策事業費（創設は二〇一九年）として四〇〇億円が含まれ、これらは前年度と同額が措置されている。なお、金額の措置に変更はないが、緊急防災・減災事業費の対象事業として、消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受け入れ施設等の整備（一部は従前から実施）、連携・協力によるはしご自動車等の整備が追加されている。

さらに、公共施設等適正管理推進事業費（創設は二〇一七年度）については、前年度よりも一〇〇億円多い五八〇億円（一・八％）が措置されることになった。これは、従前から実施されている長寿命化事業の対象施設として新たに空港施設が追加された。

このほか、ダムについては、本体、放流設備に

も拡充されることになったのと、新たに脱炭素化事業が加わることとなった。これは、地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている①太陽光発電の導入、②建築物におけるZEB（Net Zero Energy Building）の実現、③省エネルギー改修の実施、④LED照明の導入を対象事業とするものである。

(3) 公営企業関連の歳出

公営企業関連について簡単にまとめておこう。公営企業操出金は、二兆四三九億円（▲〇・三％）うち、企業債償還普通会計負担分は一兆四三九八億円（▲二・二％）である。公立病院の経営強化に向けては、これまでもさまざまに施策が展開されてきたが、総務省では、二〇二一年度末までに新たに「公立病院経営強化ガイドライン」が策定され二〇二二年度から二年度間において地方団体では「公立病院経営強化プラン」の策定が求められる。

下水道事業について、広域化・共同化については、当該事業に係る経費について現行一般会計負担が四割であるところを流域下水道へ統合の場合、五割に引き上げる等の措置が講じられることになる。

不交付団体の財源超過分である水準超経費（地方財政計画の歳出として計上される）は、一兆八五〇〇億円（一六〇・九％）と大きく増加することとなった。

むすびに代えて

(1) コロナ禍での税収増をどう判断するか

以上において、二〇二一年度補正予算、二〇二二年度政府予算、地方財政対策について概観してきた。これらは、いかにも平板で、これらからそれぞれの自治体における施策や住民生活への影響を具体的に見通すのは難しいとも思われる。しかし、身近な財政の課題を考えるにしても、日本においては国と地方の財政関係が政府からの財源の移転を不可欠としたものであることから、このような制度理解は不可欠であると考えられる。

そのうえで、これらの材料をもとに若干の課題を提示しておきたい。まずは、好調な税収につい

図表 7-1 2022年度租税及び印紙収入概算

税目	2022年度		2021年度		2021年度当初	
	概算額	補正後 →22年度	補正後	補正後	当初→補正後	2021年度当初
源泉所得税	170,840	3,450	167,390	9,950	157,440	
申告所得税	32,980	100	32,880	3,650	29,230	
(所得税計)	203,820	3,550	200,270	13,600	186,670	
法人税	133,360	4,490	128,870	38,900	89,970	
相続税	26,190	640	25,550	3,260	22,290	
消費税	215,730	4,650	211,080	8,240	202,840	
酒税	11,280	△ 480	11,760	0	11,760	
たばこ税	9,340	220	9,120	0	9,120	
揮発油税	20,790	△ 490	21,280	580	20,700	
石油ガス税	50	10	40	0	40	
航空機燃料税	340	▲ 30	370	0	370	
石油石炭税	6,600	540	6,060	0	6,060	
電源開発促進税	3,130	80	3,050	0	3,050	
自動車重量税	3,850	30	3,820	0	3,820	
国際観光旅客税	90	60	40	△ 260	300	
関税	8,250	▲ 210	8,460	0	8,460	
とん税	90	0	90	0	90	
印紙収入	9,440	500	8,940	0	8,940	
一般会計計	652,350	14,100	638,800	64,320	574,480	

(注) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(出所) 財務省ウェブサイトより作成。

執行後には決算が審査される。施策を展開するに際して、予算の使途との関係は常に明らかにできる必要がある。補正予算における新型コロナウイルス対策として住民税非課税世帯に対する給付金が一兆四三三億円計上される一方で、「新しい資本主義」における分配政策として子育て世帯に対する給付一兆二一六二億円が計上されている。この給付は、新型コロナウイルス予備費使用分も含めると一兆九四七三億円に達するという。これを、「新しい資本主義」という政策のために新型コロナウイルス対策が不当に利用されたとまではいえないとしても、政策の目的と手段が整理されていないという課題は指摘できるであろう。

地方財政計画の役割として国家財政・国民経済との整合性の確保が挙げられているが、自治体における財政運営が、過度に影響される必要はない。それぞれの自治体における施策の必要性により施策が選択され、財政状況に応じた財源が保障されているかをチェックする必要がある。

そのために重要なのは、それぞれの自治体における財政状況の的確な把握であることは言うまでもない。公益社団法人北海道地方自治研究所には、辻道雅宣研究員を中心に毎年度丁寧収集された「道内市町村の財政状況」の蓄積がある。これらを活用して決算の動向を把握した上で、予算編成の状況などを確認することで施策に対する評価基準を定めることにもつながると思われる。

道内の情勢に少しだけ触れるとすれば、北海道庁の二〇二二年度一般会計当初予算について、鈴

木知事は「感染症対策に万全を期す。ポストコロナを見据え、(温室効果ガス削減など)先進的な取り組みにも挑戦していく」と述べ、予算の規模は、三兆二二〇〇億円程度になるという(「朝日新聞」二〇二二年二月一日)。また、札幌市では総額一兆一六一六億円の予算の概要が公表されているが、札幌市の場合、市税が対前年度比十五・九%、地方交付税が同十一・〇・五%、臨時財政対策債が同三・八・五%(地方交付税+臨時財政の「広義の地方交付税」で一・八・二%)とそれぞれなっている。また、職員費については対前年度比十・三%となっているが、その要因として「退職手当の増等」としている。このように、実際の歳入・歳出は必ずしも地方財政計画とリンクしていないことを改めて確認しておこう。

(3) その他留意事項

臨時財政対策債については、発行額に対して元利償還額がかなり大きくなっている(図表9)。

図表9 臨時財政対策債の発行額・元利償還額及び累積残高

年度	発行額	元利償還額	累積残高
2001(H13)	14,488	0	12,269
2002(H14)	32,261	541	38,418
2003(H15)	58,696	838	91,035
2004(H16)	41,905	1,951	128,551
2005(H17)	32,232	6,096	156,557
2006(H18)	29,072	8,272	179,445
2007(H19)	26,300	10,066	197,392
2008(H20)	28,332	12,522	215,746
2009(H21)	51,486	14,553	253,654
2010(H22)	77,069	16,789	314,110
2011(H23)	61,593	18,613	360,516
2012(H24)	61,333	21,159	406,044
2013(H25)	62,132	24,259	449,647
2014(H26)	55,952	27,911	484,840
2015(H27)	42,250	31,034	506,667
2016(H28)	37,880	32,541	518,950
2017(H29)	40,452	35,519	530,910
2018(H30)	39,865	37,305	539,792
2019(R1)	32,568	38,852	539,662
2020(R2)	31,398	40,522	536,156
2021(R3)	54,796	42,404	552,877
2022(R4)	17,085	42,354	531,734

※新規発行額、原理償還額はすべて地方財政計画額
 ※累積残高は2020年度(令和2)までは決算額、2021年度、2022年度は2020年度までの決算額をもとに、2021年度及び2022年度の地方財政計画の新規発行額及び元金償還額から算出
 (出所) 総務省資料より作成。

これには、二〇二一年度補正予算において追加されることになった地方交付税が、二〇二二年度の臨時財政対策債の元利償還に充てられていることなどが影響していると思われるが、公債費も減少している状況のもとで、このような措置が本当に地方の一般財源に影響していないのかの検証作業が必要であると思われる、あらためて、「実質同水準ルール」の意味が問われている。

このほか、予算の質の向上として基金を活用するなど単年度主義の弊害是正が謳われている一方で、活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金は活用時期を見直し地方のために後年度活用するなど、わかりにくくなっている部分も指摘できる。

二〇二二年度においては、二〇二二年一月一日に「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求めるとの諮問を受け発足した第33次地方制度調査会の動向にも留意する必要があると思われる。へそのだ しげき・公益財団法人地方自治総合研究所研究員

本稿は二〇二二年二月十七日、ウェブで開催した「自治体財政セミナー」の講演をまとめたものです。
 文責・編集部